

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長崎県平戸市長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づく公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅及び平戸市営一般住宅管理条例に基づく一般住宅を建設し、これを住宅困窮者に対して賃貸している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①入居資格の確認 ②家賃の決定及び徴収 ③各種異動の確認
③システムの名称	公営住宅管理システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の19の項、61の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第18条及び第46条の3 ・番号法第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の31の項、85の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第22条及び第43条の4 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 都市計画課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508-3 平戸市建設部 都市計画課 総務住宅班 TEL 0950-22-9164
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508-3 平戸市総務部 総務課 行政班 TEL 0950-22-9100

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	まちづくり課	都市計画課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	まちづくり課長 村井 晃	都市計画課長 村井 晃	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508-3 平戸市建設部 まちづくり課 総務住宅班 TEL 0950-22-4111	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508-3 平戸市建設部 都市計画課 総務住宅班 TEL 0950-22-4111	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	まちづくり課長 村井 晃	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	建設部 まちづくり課 総務住宅班	建設部 都市計画課 総務住宅班	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9164	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	評価書名	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書	公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	平戸市は、公営住宅・改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	平戸市は、公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩いその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	公営住宅・改良住宅の管理では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務	公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅の管理に関する事務	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法等の規定に則り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会	公営住宅法に基づく公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅及び平戸市営一般住宅管理条例に基づく一般住宅を建設し、これを住宅困窮者に対して賃貸している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①入居資格の確認 ②家賃の決定及び徴収 ③各種異動の確認	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公営住宅システム 中間サーバー・ソフトウェア	公営住宅管理システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 19、35の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条、第26条	・番号法第9条第1項及び別表第一の19の項、61の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第18条及び第46条の3 ・番号法第9条第2項	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 31、54の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号第22条、第28条  (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	・番号法第19条第8号及び別表第二の31の項、85の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第22条及び第43条の4 ・番号法第19条第9号	事後	内容の見直しによるもの
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	